

施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

目的

対象 ……市民

意図 ……人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する
男女が互いに理解し、尊重し、性別にとらわれることなく、能力、個性を発揮する

施策と関連するSDGsの目標（ゴール）



施策の方向

性別等に関わりなく、お互いの個性・特性を認め合いながら、人権が尊重され、誰もが自分らしく暮らせるまちを目指します。

施策のポイント

- 多様性を尊重し、認め合う社会づくりの推進
- 人権の尊重と男女共同参画の意識啓発の推進
- 女性活躍の推進とワーク・ライフ・バランスの実現

基本的取組の体系

施策15 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

基本計画事業

15-1 人権尊重の社会づくり

15-2 男女共同参画の推進

男女共同参画啓発・相談事業の実施



現状と主要課題

- 現在、市は、人権擁護委員による啓発活動（中学生人権作文コンテスト、子どもたちからの人権メッセージ発表会、人権の花運動）を支援するとともに、人権擁護委員を相談員とする人権身の上相談を実施しています。
- 全国的にDV（ドメスティック・バイオレンス）¹、各種ハラスメント²、児童や高齢者を対象とした虐待、多様な性的指向・性自認³への理解や配慮・対応が求められる中、全ての市民がお互いの生き方を尊重し合い、誰もが自分らしく生きられるよう、あらゆる機会を捉え、人権侵害を取り巻く諸課題に取り組む必要があります。とりわけ、コロナ禍により配偶者等からのDVが全国的に顕在化していることから、関係機関と連携し、あらゆる暴力の根絶に向けた取組を進める必要があります。
- 市はこれまで、男女共同参画社会基本法に基づく計画として、5次にわたり男女共同参画推進プランを策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。令和4年3月に、男女共同参画を取り巻く社会環境の変化や市の取組状況等を踏まえ策定した「調布市男女共同参画推進プラン（第5次）」においては、「未来に向かって進めよう、ともに参画するまち、調布」を基本理念に掲げるとともに、施策を推進するための基本的な方向として、「人権の尊重と多様性を認め合う社会づくり」、「ワーク・ライフ・バランスの実現と働く場における女性活躍の促進」、「あらゆる分野・活動における男女共同参画の推進」及び「市役所における男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり」の4つを基本目標に位置付け、性別にかかわらず個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すこととしています。
- 男女共同参画社会の実現に向けて、全ての市民が性別にとらわれず、互いに尊敬し合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画意識を醸成するため、市民・事業者・市職員に対する啓発活動や相談支援の充実を図る必要があります。



<パープルリボン>

基本的取組の内容

15-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識の醸成につなげるとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、市報や市ホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援に取り組みます。

◆男女の人権の尊重

調布市男女共同参画推進センターを拠点として、身近なテーマを題材にした講座・講演会などを通じ、男女が互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性がライフステージにおいて直面する諸課題に

1 配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある人やあった人から振られる暴力のこと。

2 他の者を不快にさせる言動、他の者の就業環境を害する言動、言動への対応によって勤務条件等で不利益を与える行為等の総称。

3 LGBTQ（レズビアン（女性の同性愛者）、ゲイ（男性の同性愛者）、バイセクシャル（両性愛者）、トランスジェンダー（身体の性と心の性が一致しない人）、クエスチョニング（自分の性自認や性的指向が定まっていない、もしくは意図的に定めていない人））などを指す。

対応するため、適切な情報提供に加え、検診等の充実に努めます。また、学校教育において人権教育として男女平等教育を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

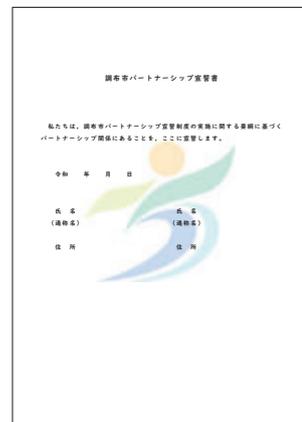
配偶者からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力の防止に関する講座・講演会の開催など、暴力を未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実に努めます。また、関係機関と連携し、被害者への支援に取り組みます。

◆多様な性における人権の尊重

性の多様性に関する理解の促進を図るとともに、パートナーシップ宣誓制度など、多様な性的指向・性自認に配慮した取組を推進します。

◆多文化共生¹の地域づくり

国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。



<調布市パートナーシップ宣誓書>

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	7,069人 (令和3年度)	2万9,000人 (令和5(2023)～令和8 (2026)年度の4箇年累計)

●その他の主な取組

- ・人権に関する教育・啓発事業の推進
- ・人権に関する相談事業の推進

15-2 男女共同参画の推進

◆男女共同参画意識の啓発

固定的な性別役割分担・無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識づくりや地域活動における男女共同参画の推進に向け、市民同士の交流・つながり合いの機会を確保して市民のネットワークを構築する男女共同参画推進フォーラム等各種講座を引き続き実施するとともに、適切な情報発信に取り組みます。

◆相談体制の充実

女性のための相談に加え、日常生活上の悩みを抱える男性のための相談事業に取り組むなど、男女共同参画推進の視点に立ち、相談者自身が解決の糸口を見出せるよう、相談事業の充実に努めます。

◆ワーク・ライフ・バランスの実現

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民ニーズを的確に捉え、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座等を実施します。また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

1 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

◆女性活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進に向け、雇用の分野における男女の均等な機会の確保を意識し、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市内モデル事業所として、市政における政策・方針決定の場での男女共同参画推進の取組として、引き続き、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努めます。あわせて、地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	基準値	目標値
市の審議会や委員会における女性の割合	33.4% (令和3年度)	40.0% (令和8(2026)年度)

基本計画事業

No.	54				
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施	区分	継続	担当課	多様性社会・男女共同参画推進課
事業の概要	男女共同参画の推進に向けた講座、講演会等の開催や情報提供などの啓発事業を行うとともに、専門相談員との面接や電話による各種相談事業を実施します。				
年度別計画	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	
	<ul style="list-style-type: none"> ○意識啓発事業の実施 ○市民・団体との協働事業の実施 ○女性のための相談事業の実施 ○男性のための相談の実施 ○男女共同参画コーディネーターの設置 ○女性活躍推進事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 ○継続 	
事業費(百万円)	16	17	17	17	



施策の推進，成果向上の視点に関する取組の方向

デジタル技術の活用

○SNS等を活用した情報発信に加え、各種相談や講座・セミナーのオンライン化の検討、アーカイブ配信など、デジタル技術を活用した啓発を推進します。

共創のまちづくり

- 市民による実行委員会や参加団体との協働により、男女共同参画推進フォーラム「しえいくはんず」を開催し、情報発信や啓発に取り組みます。
- 国際交流協会や関係機関等との連携の下、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合いながら、地域で共に暮らしていくことができる多文化共生の地域づくりを推進します。